

改正

平成元年十一月二四日規則第七七号

平成四年七月二八日規則第五一号

平成八年十二月二四日規則第八二号

平成一〇年四月一日規則第四二号

平成一四年十一月一五日規則第一二七号

平成一七年三月三十一日規則第二四号

平成一七年一〇月六日規則第一〇四号

平成二八年三月二九日規則第二三号

令和 三年 三月一九日規則第四八号

岐阜県福祉・農業会館管理規則をここに公布する。

岐阜県福祉・農業会館管理規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年岐阜県条例第一号。以下「管理条例」という。）及び岐阜県福祉・農業会館利用料金条例（昭和五十五年岐阜県条例第七号。以下「利用料金条例」という。）の規定に基づき、岐阜県福祉・農業会館（以下「会館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第二条 会館の大会議室、研修室又は会議室を使用しようとする者は、あらかじめ、利用申込書（別記第一号様式）を知事（管理条例第三条の二第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。）以下この条から第六条まで及び第八条において同じ。）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、管理条例別表第三に規定する利用時間以外の時間又は休館日における使用を許可することができる。

3 知事は、会館の使用の許可をしたときは、利用承認通知書（別記第二号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(許可の条件)

第三条 知事は、会館の管理上必要があるときは、前条の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第四条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会館の使用を許可しないことができる。

- 一 会館の管理上支障があるとき。
- 二 会館を使用させることが適当でないと認められるとき。

2 知事は、会館の使用の許可をしなかつたときは、利用不承認通知書（別記第三号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し等)

第五条 知事は、第二条第一項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- 一 この規則の規定に違反したとき。
- 二 この規則に基づく許可の条件に違反したとき。
- 三 許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。
- 四 会館の管理上知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
- 五 詐欺その他不正の行為によりこの規則に基づく許可を受けたことが明らかになったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

2 知事は、第二条第一項の許可を取り消したときは、利用取消通知書（別記第三号様式）を当該申請者に交付するものとする。

(特別設備)

第六条 使用者は、会館に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

2 第二条第一項及び第三条の規定は、前項の許可について準用する。

(原状回復義務)

第七条 使用者は、会館の使用を終了したときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。第五条の規定により使用の許可を取り消されたときも、同様とする。

(遵守事項)

第八条 会館を利用する者（以下「利用者」という。）は、管理条例第四条第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第五号について知事の承認を受けた場合は、この限りでない。

- 一 会館の施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。

四 火気又は危険物を取り扱わないこと。

五 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物等を配布しないこと。

六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、会館から退去を命ずることができる。

(利用料金の承認)

第九条 指定管理者は、利用料金条例第二条第三項の規定により知事に利用料金の承認を申請するときは、利用料金承認申請書（別記第四号様式）を提出しなければならない。

(利用料金後納の取扱い)

第十条 指定管理者は、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い（利用料金を使用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。）の承認をするものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書（別記第五号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

(利用料金の返還又は減免)

第十一条 指定管理者は、利用料金条例第三条第三項ただし書の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

一 天変地異その他使用者の責めに帰することができない理由により会館を使用することができなくなつたとき 全額

二 使用日の七日前までに利用料金返還申請書（別記第六号様式）の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額

三 使用日の六日前から二日前までに利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額

2 利用料金条例第四条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可の申請をする際に、利用料金減免申請書（別記第七号様式）を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別

記第七号様式)により申請者に通知するものとする。

(指定管理者指定申請書に添付すべき書類等)

第十二条 管理条例第三条の二第二項の書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 三 納税証明書
- 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
- 五 申請を行う事業に係る収支計画書
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

(指定管理者の届出)

第十三条 管理条例第三条の二第四項の事項は、団体の代表者の氏名とする。

(準用)

第十四条 第十条及び第十一条の規定は、管理条例第三条の三の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金条例第二条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に会館の管理を行う場合について準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第十五条 この規則に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年十一月二十四日規則第七十七号）

- 1 この規則は、平成元年十二月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により交付されている合格証、許可書等の証票は、この規則による改正後の規則の規定により交付された証票とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成四年七月二十八日規則第五十一号）

この規則は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成八年十二月二十四日規則第八十二号）

- 1 この規則は、平成九年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十年四月一日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十四年十一月十五日規則第二百二十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている用紙（以下「旧用紙」という。）がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのまま使用することを妨げない。

附 則（平成十七年三月三十一日規則第二十四号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月六日規則第百四号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月十九日規則第四十八号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

利 用 申 込 書 年 月 日 岐阜県知事 様 申込者 住 所 氏 名 (名称)	
利 用 の 目 的 (会議等の名称)	
利 用 日 時 (準備又は撤去の ために利用する時 間を含む。)	日 時 ～ 日 時
利 用 施 設 名	
利 用 予 定 人 員	約 人
そ の 他	1 会館では、係員の指示に従います。 2 承認の取消し又は利用の停止を命ぜられた場合には、直ちにこれに従い、損害賠償の請求等一切の求償行為は行いません。 3 準備又は撤去は、利用者の負担において速やかに行います。

備考 指定管理者がある場合にあっては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」とする。

第2号様式（第2条関係）

利 用 承 認 通 知 書	
第	号
年	月 日
様	
岐阜県知事	
印	
年 月 日付けで申込みのあった岐阜県福祉・農業会館の利用は、 次のとおり承認します。	
利 用 の 目 的 (会議等の名称)	
利 用 日 時 (準備又は撤去の ために利用する時 間を含む。)	日 時 ～ 日 時
利 用 施 設 名	
使 用 料	円
使用料納期限	年 月 日
承 認 の 条 件	

備考 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

第3号様式（第4条、第5条関係）

利用不承認（取消）通知書	
様	第 年 月 日 号
岐阜県知事	印
年 月 日付けで申込みのあつた（承認をした）岐阜県福祉・農業 会館の利用は、次により承認することができません（利用承認を取り消した）ので 通知します。	
承認しない （取消の）理由	
（教示） 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受 けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐 阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起す ることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内 であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起す ることができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審査 請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起 算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。	

備考 指定管理者がある場合にあつては、この様式中「岐阜県知事」とあるのは「指定
 管理者」とし、教示については下記のとおりとする。

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3
 か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知
 を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、指定管理者を被告として（訴訟にお
 いて指定管理者を代表する者は となります。）、この処分の取消しの訴え
 を提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か
 月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起
 することができなくなります。）。ただし、この処分の取消しの訴えは、上記1の審
 査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起
 算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

岐阜県知事様

申請団体住所
申請団体名
代表者名

利 用 料 金 承 認 申 請 書

次のとおり利用料金を承認されるよう申請します。

利 用 施 設 名	
利 用 料 金 額	
利用料金設定の理由	
備 考	

利 用 料 金 後 納 申 請 書			
		年 月 日	
指定管理者 様		申請者 住所 氏名 (申請者が団体の場合) 団体名及び代表者名 ふ り が な 担当者名 電話 ()	
次のとおり利用料金の後納の承認を申請します。			
団体及び個人(全て記入)	区 分	1 団体 2 個人	
	ふ り が な		
	団 体 名		
	ふ り が な		
	氏 名 (団体の場合は 代表者名)		
	電話番号 (団体・自宅)		内線
	F A X 番 号		携帯電話番号 (団体・個人)
	住 所 (団体・自宅)	メールアドレス	
個人	生 年 月 日	年 月 日	
団 体	ふ り が な		
	担 当 者 名	メールアドレス	
	電 話 番 号		内線

保護者同意欄	ふ り が な	
	氏 名	

期	間	年	月	日から	年	月	日まで
---	---	---	---	-----	---	---	-----

10/12

第6号様式（第11条関係）

利 用 料 金 返 還 申 請 書 年 月 日 指定管理者 様 申請者 住所 氏名 （申請者が団体の場合）団体名及び代表者名 ようびな担当者名 電話（ ） 次のとおり利用料金の返還を申請します。	
利 用 の 目 的	
利 用 日 時	
利 用 施 設 名	
利 用 料 金 額	
返還を受けよう と する 額	
返 還 申 請 の 理 由	

備考 知事が会館の管理を行う場合にあっては、この様式中「指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

第7号様式（第11条関係）

利用料金減免申請（承認）書	
年 月 日	
指定管理者様	
申請者 住 所 氏 名 (名称)	
次のとおり利用料金を減免されるよう申請します。	
利 用 の 目 的	
利 用 日 時	
利 用 施 設 名	
利 用 料 金 額	
減 免 申 請 の 理 由	

（注） 1 「利用料金額」は、利用施設に係る利用料金の額を記入すること。

2 「減免申請の理由」は、利用目的を具体的に記して説明のこと。

上記申請のとおり承認します。

年 月 日

指定管理者

備考 知事が会館の管理を行う場合にあつては、この様式中「指定管理者」とあるのは「岐阜県知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。